

# 「東大和市障害者総合プラン」(素案)(平成30年度～32年度)

## に対するパブリックコメントを実施します。

「東大和市障害者総合プラン」(素案)は、「第4次障害者計画」・「第5期障害福祉計画」・「第1期障害児福祉計画」を総合的かつ一体的に策定したものです。計画期間は平成30年度から平成32年度の3年間であり、平成29年度中に策定することとなっております。このたび、「東大和市障害者総合プラン」(素案)をとりまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

### 1 目的

平成19年3月に「第1期東大和市障害福祉計画」(計画期間:平成18年度から平成20年度)を策定し、その後第2期障害福祉計画を策定するにあたり、障害者計画と障害福祉計画を一体的な計画として「第1次障害者計画・第2期障害福祉計画」(計画期間:平成21年度から平成23年度)を策定しました。以降、計画期間が終了する毎に国の基本的な指針や東京都の基本的な考え方を踏まえて内容の見直しを図ってまいりました。このたび、平成28年に児童福祉法が改正され、障害児福祉計画の策定が義務付けられたため、計画期間終了にあたって、「第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画」と「第1期東大和市障害児福祉計画」を一体的な計画として、「東大和市障害者総合プラン」(計画期間:平成30年度から平成32年度)を策定することとなりました。

### 2 内容

基本事項として下記の事項を記載しています。

#### 【理念と目標】

- ◎計画の理念
- ◎計画の目標
- ◎重点施策

#### 【障害福祉をめぐる東大和市の状況】

- ◎身体障害者、知的障害者、精神障害者の状況
- ◎障害福祉サービスの利用の状況
- ◎障害者計画・障害福祉計画事前調査から

#### 【障害者に係る施策の展開】

- ◎障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進
- ◎相談支援体制の充実
- ◎関係機関のネットワーク構築
- ◎介護給付費・訓練等給付費の利用支援

- ◎介護給付費・訓練等給付費（訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス）の支給
- ◎相談支援給付費の支給
- ◎児童福祉法に基づく給付費の支給
- ◎地域生活支援事業の実施
- ◎在宅障害者支援事業の実施
- ◎医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施
- ◎手当等の支給
- ◎保育・療育・教育の充実
- ◎就労の支援
- ◎生涯学習と社会参加の支援
- ◎障害者理解の推進
- ◎障害特性に配慮したバリアフリー化の推進
- ◎安全・安心なまちづくり

#### 【数値目標と確保のための方策】

- ◎平成32年度の数値目標
- ◎障害福祉サービス等の見込み量とその確保のための方策
- ◎障害児支援の見込み量とその確保のための方策
- ◎地域生活支援事業の実施に関する事項

#### 【計画の実施と評価】

- ◎障害のある人の地域生活支援の仕組み
- ◎関係機関・団体との連携
- ◎計画の進行管理

### 3 「東大和市障害者総合プラン」（素案）に対する基本的な考え方

- (1) 本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」策定の考え方、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定に係る国の基本的な指針、障害（児）福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方を踏まえた内容とします。
- (2) 第3次障害者計画・第4期障害福祉計画策定後の障害者差別解消法の施行（平成28年4月）、障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直し（改正法平成30年4月施行）、地域包括ケア強化法の施行（平成30年4月）などの新たな障害者施策を踏まえた内容とします。
- (3) 第3次障害者計画・第4期障害福祉計画の目標及び施策体系を基本としつつ、取組み項目を見直し、修正、追加を行います。
- (4) 本計画の期間中に、特に重点的に取り組む項目として、以下の重点施策を掲げます。
  - ①障害者の権利擁護、理解促進のための施策
  - ②地域で安心して暮らし続けるための施策
  - ③障害者の経済的自立と就労のための施策

#### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

#### 5 意見の提出期間

平成29年12月6日（水）から平成30年1月4日（木）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

#### 6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 福祉部障害福祉課（東大和市役所1階9番窓口）  
市内公民館・市内市民センター、総合福祉センターは～とふる

#### 7 市民説明会

第1回 平成29年12月22日（金） 午後1時～3時 中央公民館

第2回 平成29年12月23日（土） 午前10時～正午 市役所会議棟

第3回 平成29年12月23日（土） 午後1時30分～3時30分 市役所会議棟

※申込みは不要です。各回とも内容は同一で、手話通訳があります。

#### 8 意見の提出先、方法及び提出様式等

##### (1) 提出先

福祉部 障害福祉課（電話042-563-2111 内線1123）

##### (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 福祉部 障害福祉課（東大和市役所1階9番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市福祉部 障害福祉課宛て
- ・ FAX 042-563-5928
- ・ 電子メール shogaifukushi@city.higashiyamato.lg.jp

##### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本計画に利害関係があると認められる個人

利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本計画に利害関係があると認められる法人等

利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

## 9 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成30年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 10 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。